

## 社会福祉法人緑成会 報酬等支給基準規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人緑成会の役員及び評議員等（以下「役員等」という。）の報酬及び費用弁償について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員及び評議員等とは、理事・監事・評議員・評議員選任解任委員・第三者委員をいう。

2 報酬等は、法人の業務対価として支払われるものである。

(理事会・評議員会等の出席及び監事業務等の費用弁償費)

第3条 役員等が各会等へ出席及び業務実施時には、下記により1日分の実費弁償費を支払うことができる。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

3 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。

【日額】

名称	報酬額	実費弁償費
理事会出席	なし	10,000円
評議員会出席	なし	10,000円
選任・解任委員会出席	なし	10,000円
監事監査指導	なし	10,000円
第三者委員会	なし	10,000円

(理事長の業務報酬)

第4条 理事長が法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、下記により上限額内において報酬を支払うことができる。

2 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。

【月額】

理事長業務報酬	報酬額
月30時間未満	上限100,000円
月30時間以上	上限200,000円

(適用除外)

第5条 施設の職員を兼務する役員等は、この規程を適用しない。

(その他)

第6条 本規程の適用及び改訂は、評議員会の議決を経なければならない。

付則

(実施期日)

この規程は、平成29年4月1日より適用する。

この規程は、令和3年12月1日より改定施行する。